

大府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市公平委員会委員長 嘉無木 美穂子

大府市公平委員会規則第1号

大府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年大府市公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略	略	略	略
市長部局	部長 担当部長 <u>推進監</u> 参事 次長 調整監 課長 室長 担当課長 主幹 課長補佐 室長補佐 副主幹 指導保育 士 人事政策係長 企画政策係長 財務 政策係長 管財係長 秘書室の主査、主 任、主事及び主事補 人事政策課の主 査、主任、主事及び主事補 政策法務推 進室の主査、主任、主事及び主事補	市長部局	部長 担当部長 参事 次長 <u>調整監</u> <u>推進監</u> 課長 室長 担当課長 主幹 課長補佐 室長補佐 副主幹 指導保育 士 人事政策係長 企画政策係長 財務 政策係長 管財係長 秘書室の主査、主 任、主事及び主事補 人事政策課の主 査、主任、主事及び主事補 政策法務推 進室の主査、主任、主事及び主事補

改正後	改正前										
備考 略 別表第2（第2条関係）	備考 略 別表第2（第2条関係）										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 341 647 405">機関</th> <th data-bbox="647 341 1075 405">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 432 647 496">公民館</td> <td data-bbox="647 432 1075 496">館長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 496 647 560">市民活動ボランティアセンター</td> <td data-bbox="647 496 1075 560">館長</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	公民館	館長	市民活動ボランティアセンター	館長	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 341 1610 405">機関</th> <th data-bbox="1610 341 2038 405">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 432 1610 560">公民館</td> <td data-bbox="1610 432 2038 560">館長</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	公民館	館長
機関	職										
公民館	館長										
市民活動ボランティアセンター	館長										
機関	職										
公民館	館長										

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。